



発行 新潟県
第 91 号
 平成24年11月20日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1373 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 1374 道路の区域変更（道路管理課）
- 1375 道路の供用開始（道路管理課）
- 1376 道路の区域変更（道路管理課）
- 1377 道路の供用開始（道路管理課）
- 1378 道路の区域変更（道路管理課）
- 1379 道路の供用開始（道路管理課）
- 1380 道路の区域変更（道路管理課）
- 1381 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業振興課）

告 示

◎新潟県告示第1373号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。
 平成24年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第355号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	乾燥菌体肥料A号
保証成分量	窒素全量 5.5パーセント りん酸全量 1.5パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	中越酵母工業株式会社 新潟県長岡市撰田屋4丁目8番12号
有効期間	平成24年12月7日から平成27年12月6日まで

◎新潟県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市池尻字ロク林164番1から 同市池尻字金鉢10番3まで	新	(A) 7.1～109.6メートル	620.7メートル
		(B) 14.6～101.6メートル	503.8メートル
	旧	7.1～109.6メートル	620.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道403号及び一般国道404号と重用

一部区間一般国道353号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市池尻字金鉢10番3から 同市池尻字ロク林164番1まで	新	(A) 7.1～109.6メートル	620.7メートル
		(B) 14.6～101.6メートル	503.8メートル
	旧	7.1～109.6メートル	620.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

一部区間一般国道353号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市池尻字金鉢10番3から 同市池尻字ロク林164番1まで	新	(A) 7.1～109.6メートル	620.7メートル
		(B) 14.6～101.6メートル	503.8メートル
	旧	7.1～109.6メートル	620.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道403号と重用

一部区間一般国道353号と重用

◎新潟県告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

十日町市池尻字ロク林164番1から同市池尻字金鉢10番3まで

3 供用開始の期日 平成24年11月21日

◎新潟県告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 五十子平真田線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山五十子平字五十子平 637 番 1 から	新	4.5～55.8メートル	223.1メートル
同市松之山五十子平字五十子平730番1まで	旧	4.5～55.8メートル	243.4メートル

◎新潟県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 五十子平真田線

2 供用開始の区間

十日町市松之山五十子平字五十子平 637 番 1 から同市松之山五十子平字五十子平 730 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成24年11月20日

◎新潟県告示第1378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで	新	(A) 5.4~46.0メートル	1,035.6メートル
上越市牧区切光字芋ノ坪1096番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで		(B) 13.0~152.0メートル	713.5メートル
上越市牧区高谷字井田 357 番 1 から 同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで	旧	5.4~46.0メートル	1,035.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
上越市牧区切光字芋ノ坪1096番 1 から同市牧区切光字長瀬原1445番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月20日

◎新潟県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市左内町 2896 番 4 から 同市左内町2842番 1 まで	新	6.0~16.2メートル	159.1メートル
	旧	5.6~15.2メートル	155.5メートル

◎新潟県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小猿屋黒井停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市左内町 2896 番 4 から同市左内町 2842 番 1 まで

3 供用開始の期日 平成24年11月20日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番外

設置者 イオンリテール株式会社ほか1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) イオンリテール株式会社ほか29者

(変更後) イオンリテール株式会社ほか28者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・株式会社パステル

(変更前) 代表取締役 鈴木 和彦

(変更後) 代表取締役 鈴木 直人

3 変更年月日

(1) 平成24年7月10日

(2) 平成23年11月7日

4 変更の理由

(1) 退店のため。

(2) 代表者変更のため。

5 届出年月日

平成24年11月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成24年11月20日から平成25年3月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp